

犬山市議会第58号議案

犬山市手数料条例の一部改正について

犬山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料の額を改定し、及び資産に関する証明書の交付等に係る手数料の算定単位を変更するため必要があるからである。

犬山市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 犬山市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（罰則に関する経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

（手数料の徴収の特例）

- 3 令和7年12月1日から令和8年4月30日までの間における第3条の規定の適用については、別表第8項証明等手数料の表中「交付の場合にあっては、100円」とあるのは、「交付の場合にあっては、10円」とする。

別表第8項証明等手数料の表中

「

住民票の写し交付手数料	1件	200円
-------------	----	------

」

を

「

住民票の写し交付手数料	1件	200円（多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合にあっては、100円）
-------------	----	--

」

に、

「

印鑑登録証明書交付手	1件	200円
------------	----	------

数料		
----	--	--

を

「

印鑑登録証明書交付手数料	1件	200円（多機能端末機による交付の場合にあつては、100円）
--------------	----	--------------------------------

に改める。

第2条 犬山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第8項証明等手数料の表中

「

地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書の交付	資産に関する証明書交付手数料	1件	200円	土地は1筆、家屋は1棟を1件とする。ただし、名寄せによる証明は用紙1枚を1件とする。
地方税法第387条第1項に規定する土地名寄帳及び家屋名寄帳による土地、家屋又は償却資産に関する事項についての証明書の交付				

を

「

地方税法第382	固定資	1件	200円	土地は1
----------	-----	----	------	------

条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書の交付	産課税台帳に記載されている事項についての証明書交付手数料		筆、家屋は1棟を1件とする。ただし、資産に関する証明は、1納税義務者をもって1件とする。
---	------------------------------	--	--

に、

「

資産に関する閲覧手数料	1件	200円	公簿は1冊をもって1件とする。
-------------	----	------	-----------------

」

を

「

固定資産課税台帳の閲覧手数料	1件	200円	1納税義務者をもって1件とする。
----------------	----	------	------------------

」

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年12月1日から、第2条の規定

は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

○犬山市手数料条例の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）					旧（改正前）				
附 則 （施行期日） 1 略 （罰則に関する経過措置） 2 略 （手数料の徴収の特例） 3 令和7年12月1日から令和8年4月30日までの間における第3条の規定の適用については、別表第8項証明等手数料の表中「交付の場合にあっては、100円」とあるのは、「交付の場合にあっては、10円」とする。					附 則 1 略 2 略				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
1～7 略					1～7 略				
8 証明等手数料					8 証明等手数料				
事務	名称	単位	金額	備考	事務	名称	単位	金額	備考
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し 交付手数料	1件	200円（多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合にあっては、100円）		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し 交付手数料	1件	200円	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例第11	印鑑登録証明	1件	200円（多機能端末機による交付の場		犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例第11	印鑑登録証明	1件	200円	

新（改正後）					旧（改正前）				
条の規定に基づく印鑑登録原票に記載した事項に関する証明書の交付	書交付手数料		合にあつては、 <u>100円</u>		条の規定に基づく印鑑登録原票に記載した事項に関する証明書の交付	書交付手数料			
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
9～11 略					9～11 略				

○犬山市手数料条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）					旧（改正前）				
別表（第3条関係） 1～7 略 8 証明等手数料					別表（第3条関係） 1～7 略 8 証明等手数料				
事務	名称	単位	金額	備考	事務	名称	単位	金額	備考
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
<u>地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書の交付</u>	<u>固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書交付手数料</u>	<u>1件</u>	<u>200円</u>	<u>土地は1筆、家屋は1棟を1件とする。ただし、資産に関する証明は、1納税義務者をもって1件とする。</u>	<u>地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書の交付</u>	<u>資産に関する証明書交付手数料</u>	<u>1件</u>	<u>200円</u>	<u>土地は1筆、家屋は1棟を1件とする。ただし、名寄せによる証明は用紙1枚を1件とする。</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
					<u>地方税法第387条第1項に規定する土地名寄帳及び家屋名寄帳による土地、家屋又は償却資産に関する事項についての証明書の交付</u>				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

新（改正後）					旧（改正前）				
地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項についての閲覧	<u>固定資産課税台帳の閲覧手数料</u>	1件	200円	<u>1納税義務者をもって1件とする。</u>	地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項についての閲覧	<u>資産に関する閲覧手数料</u>	1件	200円	<u>公簿は1冊をもって1件とする。</u>
〵 略 〵	〵 略 〵	〵 略 〵	〵 略 〵	〵 略 〵	〵 略 〵	〵 略 〵	〵 略 〵	〵 略 〵	〵 略 〵
9～11 略					9～11 略				